

横須賀市緊急短期入所等受入処遇費扶助要綱

(総則)

第1条 在宅での支援を必要とする障害者が、介護者の急な疾病等により、在宅生活が困難となった場合に、当該障害者が緊急に指定短期入所を利用した際に利用者の処遇に要する費用の扶助については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成24年横須賀市条例第63号）において使用する用語の例による。

(扶助対象)

第3条 扶助の対象は、次の各号のいずれにも該当する指定障害福祉サービス事業所（以下「対象事業所」という。）において、短期入所を行う指定障害福祉サービス事業者とする。

(1) 指定障害福祉サービス（短期入所に限る。）に係る本市の支給決定を受けた障害者（以下「対象者」という。）に短期入所を提供すること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 対象者が準緊急利用者（介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができず、かつ、利用を開始した日の7日前から3日前までの間に対象事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。以下同じ。）であること。

イ 対象者が利用日から過去5年以内において、対象事業所の短期入所を利用したことがなく、かつ、準緊急利用者又は緊急利用者（介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができず、かつ、利用を開始した日又は同日の前々日若しくは前日に対象事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。以下同じ。）の障害支援区分（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条に規定する区分をいう。以下同じ。）が区分4、区分5又は区分6のいずれかであること。

ウ 対象者が準緊急利用者又は緊急利用者であって、当該利用者の行動関連項目（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）第4号に規定

する行動関連項目をいう。)が10点以上のもの又は両上肢及び両下肢の機能について身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる1級に該当する障害を有するもの若しくはこれに準ずるものであること。

(扶助の内容)

第4条 扶助の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前条第2号アに該当する場合 1人の対象者に対する短期入所の利用1日につき 1,900円(7日を限度とする。)

(2) 前条第2号イに該当する場合 1人の対象者に対する短期入所の利用1回につき 3,000円

(3) 前条第2号ウに該当する場合 1人の対象者に対する短期入所の利用1日につき 5,000円(14日を限度とする。)

(申請等)

第5条 扶助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、緊急短期入所等受入処遇費扶助申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該扶助の可否を決定し、その結果を緊急短期入所等受入処遇費扶助決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(扶助費の請求)

第6条 前条第2項の規定により扶助の決定を受けた者は、請求書を市長に提出するものとする。

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条第 1 項関係）

緊急短期入所等受入処遇費扶助申請書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

実施事業所	事業所番号	
	事業所名	
申請者	事業者名	
	代表者名	
	住 所 (所在地)	
	電話番号	

内 訳					年			月分
	請求給付費名（サービス名）							
	利用者名	受給者証番号	利用開始日	利用終了日 (予定)				
利用の理由 (利用の連絡があった日及び相手方を含む。)								
緊急受入後の対応（利用者の様子、利用終了後の利用者の行き先等）								

第 2 号様式（第 5 条第 2 項関係）

緊急短期入所等受入処遇費扶助決定通知書

年 月 日	
所在地	
事業者	
代表者	
様	
横須賀市長	
印	
支給決定額	
受給者証番号	
備 考	